

東京都教職員研修センター教育研究普及事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、東京都（以下「都」という。）の教員が組織する学校教育に関する研究団体（以下「研究団体」という。）による研究の成果を都のすべての教員が共有できるように普及する事業（以下「教育研究普及事業」という。）を実施することに関し、必要な事項を定め、もって都の教員の指導力の向上に資することを目的とする。

(事業内容)

第2 研究団体は教育研究普及事業として、研究活動の促進支援に加えて、研究会の活性化支援若しくは研究成果の普及支援、又はその両方の支援を受けることができる。

(1) 研究活動の促進支援

研究団体の研究会等に指導主事等を派遣し、また、当該研究団体のOB等を講師として招くための経費を支給することにより、研究活動の促進を支援する。

(2) 研究会の活性化支援

研究団体を実施する月例会等の研究会を、東京都教職員研修センター（以下「研修センター」という。）のホームページを通じて紹介し、研究会の活性化を支援する。

(3) 研究成果の普及支援

研究団体に対し、研究成果の普及を支援するため経費等を支給する。

(事業への申請ができる研究団体)

第3 教育研究普及事業への申請ができる研究団体は、次のとおりとする。

(1) 都教育委員会が認定した「東京都教育委員会研究推進団体」

(2) その他都教育委員会が指定する研究会

(研究にかかる教科等)

第4 この要綱における「教科等」とは、学習指導要領に示されたもので、学校の種別ごとに次のとおりとする。

(1) 幼稚園

各領域等

(2) 小学校

国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動

(3) 中学校

国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、外国語、道徳、総合的な学習の時間、特別活動

(4) 高等学校

国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、看護、福祉、理数、体育、音楽、美術、英語、総合的な学習の時間、特別活動、奉仕

(5) 特別支援学校等

小・中学校、高等学校に準ずる各教科等、特別支援学校の各教科等

(事業の申請)

第5 教育研究普及事業による支援を受けようとする研究団体は、教育研究普及事業申請書(別記様式1-1)及び研究計画書(別記様式1-2)により、支援を受けようとする年度ごとに申請しなければならない。

(審査及び審査結果の通知)

第6 研修センターは、第5の規定に基づく申請を受けたとき、それぞれ第2に掲げる事業内容ごとに以下の支援の要件に照らして審査し、決定するものとする。

(1) 研究活動の促進支援

第3の(1)及び(2)に規定する研究団体であること。

(2) 研究会の活性化支援

(1)に該当する研究団体であり、研修センターのホームページを通じた研究会の紹介を希望する研究会であること。

(3) 研究成果の普及支援

(1)に該当する研究団体であり、第4に定める教科等に関する研究を実施する研究団体であること。

2 前項(3)の規定にかかわらず、研修センターは、教科等以外の教育課題等について研究を実施する研究団体から研究成果普及支援申請書(別記様式1-3)による申請を受けたときは、以下の要件に照らして審査し、その研究成果の普及を積極的に支援することが特に必要と認められる研究団体を、研究成果の普及支援の対象として決定することができる。

(1) 該当する校種の都内公立学校において、全ての学校で取り組んでいる教育課題を研究対象としていること。

(2) 研究成果が、全ての教員が活用できるものであり、積極的な普及を促す必要があること。

(3) 全都的な規模で活動しており、都内全域に還元すべき研究成果が期待できること。

(4) 研究会の活性化支援等を活用し、研究成果の普及に積極的に取り組んでいること。

(5) その他、研究成果の普及支援の対象としてふさわしい研究団体であること。

3 研修センターは、前2項に規定する審査の決定について、研究団体に対し、教育研究普及事業審査結果通知書(別記様式2)により通知するものとする。

(研究活動の促進支援の実施)

第7 研究団体が実施する研究会に、当該研究団体が提出した研究計画書に基づき、派遣日時、派遣回数等(以下「派遣日時等」という。)を調整し、指導主事等を派遣するものとする。

2 前項に規定する指導主事等は、派遣日時等の詳細について、派遣される研究団体と個別に調整することができる。

3 第1項に規定する指導主事等は、研究テーマに基づき、学習指導要領の内容、児童・生徒の実態、都の教育課題等を踏まえて、派遣される研究団体に対し、適切に指導・助言を行うものとする。

4 研修センターは、研究団体に対し、別に定めるところにより、毎年度、予算の範囲内で、研究会に当該研究団体のOB等を講師として招くために必要な経費を支給する。

5 研究団体は、研究計画書で計画した研究会(以下「計画研究会」という。)の実施に当たり、当該研究団体に所属する管理職の立会いを受けるとともに、計画研究会の出席の管理を行わなければならない。

6 研究団体は、年度末までに、研究テーマ、研究方法、研究内容、研究過程等を報告書等にまとめて、研修センターに提出しなければならない。

(研究会の活性化支援の実施)

第8 研究会の活性化支援の対象として決定した研究団体から申し出があったとき、計画研究会について、開催通知(別記様式3)により、研修センターのホームページを通じて紹介し、学校等に対

して周知する。

2 研究団体が、研修センターのホームページから研究団体独自のホームページへリンクを希望する場合、研修センターは、当該研究団体のホームページについて次に掲げる事項を確認した上で、リンクを設定することとする。

- (1) 計画研究会の案内が掲載されていること。
- (2) ホームページの内容が、当該研究団体による研究の成果を都のすべての教員が共有できるように普及するという教育研究普及事業の趣旨に沿ったものであること。
- (3) ホームページの管理体制が整備されていること。
- (4) 個人情報を含む情報を掲載している場合、その取扱いが適正に行われていること。
- (5) 第三者の著作権を侵害する内容が含まれていないこと。

(研究成果の普及支援の実施)

第9 研修センターは、研究成果の普及支援の対象として決定した研究団体に対し、別に定めるところにより、毎年度、予算の範囲内で研究成果を普及するための経費を支給するものとする。

(サービス上の取扱い)

- 第10 研究団体の構成員である都立学校職員が、計画研究会に出席する場合、当該職員の所属校の校長は、「出張等の取扱い（東京都教育庁人事部職員課）」（以下「出張等の取扱い」という。）に基づき、各学校の個別事情を考慮し、「研修出張」とすることができる。
- 2 研究団体の構成員である区市町村立学校職員が、計画研究会に出席する場合のサービスの取扱いについては、当該職員が所属する学校を所管する区市町村教育委員会の定めによる。
 - 3 都立学校職員が、計画研究会を受講する場合、当該職員の所属校の校長は、出張等の取扱いに基づき、各学校の個別事情を考慮し、「研修出張」とすることができる。
 - 4 区市町村立学校職員が、計画研究会を受講する場合のサービスの取扱いについては、当該職員が所属する学校を所管する区市町村教育委員会の定めによる。
 - 5 都立学校職員が、計画研究会の講師を務める場合、「都立学校教育公務員研修講師等の取扱い要綱」（平成10年3月31日9教人職第962号）に基づき、「出張」とする。ただし、それ以外の場合は、「職免」（職員の職務に専念する義務の免除に関する規則第2条第4号（昭和27年東京都人事委員会規則第1号））とすることができる。
 - 6 区市町村立学校職員が、計画研究会の講師を務める場合のサービスの取扱いについては、当該職員が所属する学校を所管する区市町村教育委員会の定めによる。

(決定の取消し)

第11 研修センターは、研究団体の審査申請を受理した後に、第6に規定する要件に適合しなくなったとき又は各団体の構成員に研究団体としてふさわしくない行為があった場合、第6の決定を取り消すことができる。

(委任)

第12 この要綱に定めのない事項その他、必要な事項は、研修センター所長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年12月6日から施行する。

附 則（平成25年3月19日付24教セ企第276号）

この要綱は、平成25年3月19日から施行する。